

## 水俣病被害者の方への給付の申請 Q&A

水俣病の発生から半世紀以上が経ちましたが、今なお新たに多くの方々が救済を求めています。こうした事態を放置することは許されませんので、平成21年7月に、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(以下「特措法」といいます。)が制定されました。今回の救済は、この特措法に基づいて行うものです。

この法律は、お一人お一人について長い時間をかけて水俣病かどうかを判定するものではありません。メチル水銀の体内への取り込みや症状に関する要件を適正で可能な限り幅広いものとし、また、対象となる方の判定のプロセスを公正で可能な限り丁寧なものとするにより、水俣病被害者の方々を迅速に、また、あたう限りすべて救済することとしました。

今回の給付の申請に関し、よくあるご質問について、以下のとおりQ&Aにまとめましたのでご参照ください。

### Q1 給付の内容にはどのようなものがあるのですか？

**A1** 一定の要件を満たすとされた方について、一時金(1人当たり210万円)、療養費(医療費の自己負担分など)、療養手当(入院や通院による療養を受けた場合、1月につき(12,900円～17,700円)が給付されます。また、症状によっては療養費のみが給付される場合もあります。

### Q2 平成7年の、いわゆる政治解決で一時金をもらいましたが、今回の特措法による一時金も申請してよいのですか？

**A2** 平成7年の一時金を給付された方、公害健康被害の補償等に関する法律による給付を受けている方、または、裁判判決による損害賠償金や和解の一時金を受けた方もしくは受ける方は、今回の一時金等の対象者にはなれません。

### Q3 平成7年の、いわゆる政治解決の時に一時金を申請しましたが、判定の結果、一時金の対象にはなりませんでした。今回の特措法による一時金を申請してよいのですか？

**A3** 申請していただけます。Q13にありますように、今回は一時金等の給付の対象となる方の範囲が広がっています。

### Q4 平成17年に、いわゆる保健手帳をもらいました。私は、医療費が無料になる現状のままで結構で、一時金はいらないのですが、公的な診断を受けたりといった手間をかけないといけないのでしょうか？

**A4** 保健手帳は平成22年の夏にはなくなりますが、同じ役割をもつ水俣病被害者手帳に切り替わります。一時金を申請するおつもりのない方は、ご意向を確かめさせていただいた上で、手帳の切り替えを熊本県、鹿児島県、新潟県で行いますので、公的診断などの手間は不要です。

## Q5 給付の申請手続きをしたいのですが、どうすればいいのでしょうか？

A5 申請様式に必要な事項をご記入いただき、熊本県、鹿児島県、新潟県のいずれかに提出していただくこととなります。申請書類は、水俣病の認定申請をされている方や保健手帳を交付されている方には、県より送付いたします(認定申請後等に住所の変更があった方はお早めにご連絡ください)。また、環境省の専用ホームページ(<http://www.env.go.jp/chemi/minamata/shinsei/index.html>)からダウンロードしていただくことも、県の窓口にはガキ、FAXなどでご請求いただくこともできます。

## Q6 給付の申請の受付はいつ始まるのでしょうか？また、申請はいつまでに行えばいいのでしょうか？

A6 給付の申請の受付は平成22年5月1日に開始します。また、その申請期限については、救済措置の方針において、平成23年末までの申請の状況を十分に把握して、見極めることとされています。

## Q7 給付の対象者の判定はどのように行われるのでしょうか？

A7 熊本県、鹿児島県、新潟県がそれぞれ設ける判定検討会の意見を聴いて判定します。判定検討会における判定は、県が指定する医療機関の医師による診断の検査所見書と、申請者が任意に提出できる医師の提出診断書とを総合して行います。

## Q8 県が指定する医療機関の医師による診断は必ず受けなければならないのでしょうか？

A8 県が指定する医療機関の医師の診断は必ず受けていただくこととなります。ただし、過去の認定審査会の提出資料や平成7年の政治解決時の公的診断の資料がある方については、その資料を再度使って申請することもできますので、県にお問い合わせください。

## Q9 現在、保健手帳を持っている人が申請し、判定により何ら症状が認められないとされた場合は、保健手帳を返還しなければならないのでしょうか？

A9 一時金、療養費(医療費の自己負担分など)、療養手当の給付の対象となる程度の感覚障害が認められない場合でも、ある程度感覚障害に加え、水俣病にもみられる症状(しびれ、ふるえなどのいずれか)もある方には、水俣病被害者手帳が交付されます。なお、しびれなどが最近になって回復して、症状が無くなった方など、水俣病被害者手帳の必要がない場合には、保健手帳を返還していただくこととなります。

## Q10 給付の対象でないと判定された場合はどうなるのでしょうか？

A10 過去に1年以上(熊本県および鹿児島県においては昭和49年末まで、新潟県においては昭和46年末まで)、水俣湾もしくはその周辺水域または阿賀野川流域の魚などを食べたことに伴い、健康上の不安を感じていらっしゃる方は、希望されれば、「健康フォローアップ事業」に登録いただき、医師による健康診査や保健師による保健指導などを受けることができるようになります。

**Q11 給付の対象者を、熊本県および鹿児島県では昭和43年まで、新潟県では昭和40年までとしています。これより後に生まれた人は対象とはならないのですか？**

**A11** 平成7年の政治解決などでは、熊本県および鹿児島県においては昭和43年末までに、新潟県においては昭和40年末までに出生した方を対象としてきましたが、胎児であった時に、母体を通じてメチル水銀を体内に取り入れた可能性がありますので、これより後でも、熊本県および鹿児島県においては昭和44年11月末までに、新潟県においては昭和41年11月末までに生まれた方については、その他の要件と併せて総合的に判断することとしました。

また、さらに、これらの年月日より後に生まれた方であっても、臍帯、胎毛筆(赤ちゃん筆)の毛または(妊娠中の)母親の毛髪における高濃度のメチル水銀を取り入れた可能性を示す何らかのデータなどをお持ちの方は、その他の要件と併せて総合的に判断することとしており、対象となりうることとしました。

**Q12 給付の対象者はメチル水銀汚染のあった頃に特定の地域に住んでいた人に限ると聞きますが、それでは給付を受けられない人が出るのではありませんか。**

**A12** 各県においては、そこに住む方が、ふつうでない量のメチル水銀を体内に取り入れた可能性があり、水俣病患者が多発した地域を「対象地域」とし、そこに1年以上居住していれば地域要件を満たすこととしています。しかし、「対象地域」外に住んでいらっしやっても、「対象地域」の魚などをたくさん食べたと認めるのに相当な理由がある方は、その他の要件と併せて総合的に判断することとしました。こうした方々は汚染された魚などをたくさん食べたことを、書面で提出していただきます。

**Q13 給付の対象者となる判定基準は最高裁判決と比べると狭いと言われているようですが本当ですか？**

**A13** 今回の給付の対象者の範囲は、平成7年の政治解決の時よりも広がっています。例えば、最高裁判決を踏まえ、県の指定する医師の診断の検査所見書と任意にご提出いただく提出診断書のいずれにも全身の感覚(触覚、痛覚)障害がみられる場合も一時金等の対象となりました。

さらに、提出された資料だけでは給付の対象にならないと判定された場合であっても、ご家族の中にすでに認定患者となられた方がいらっしやるなどメチル水銀の影響を受けた可能性が高い一定の要件を満たす場合は、もう1回、診断を受けていただくことができ、この結果を基に再検討することとしています。

**Q14 平成7年の、いわゆる政治解決の時よりも、一時金の額が低いと言われているようですがなぜですか？**

**A14** 今回の特措法の一時金等の額は、平成22年3月15日にノーモア・ミナマタ国家賠償等請求事件に関し熊本地裁が示した所見を踏まえ、決めた額です。

ちなみに、平成16年に関西訴訟最高裁判決がありましたが、今回の特措法と異なり、一時金だけの判決でしたので、療養手当などを含めると今回の特措法の給付は全体として必ずしも見劣りしているとは考えていません。

## Q15 平成17年から開始された保健手帳制度はどのようなのでしょうか？

**A15** 水俣病被害者手帳の交付を、一時金等の受付を開始した後、少なくとも3ヶ月以内に始めることとしており、水俣病被害者手帳の交付開始に伴い、保健手帳はこれに統合されます。平成22年7月いっぱいには保健手帳の申請も受け付けますが、その後は、保健手帳の申請・交付はなくなります。健康上の不安のある方は、平成22年8月以降も一時金等の申請を受け付けていますので、そちらに申請していただくことができます。

## Q16 公害健康被害の補償等に関する法律による認定申請と今回の一時金等の給付との関係はどうなりますか。

**A16** 現在、認定申請をされている方も、一時金等の給付の申請を行うことができます。一時金等の判定を得た後に、認定申請を取り下げただけであれば、一時金等の給付が始まることとなります。

また、一時金等の給付の申請を行わず、このまま認定申請を続けることもできます。この場合、認定が受けられないことがはっきりした時点では、今回の給付の申請ができなくなっている可能性もありますので今後の広報などにご注意ください。

## Q17 まだまだ潜在的な水俣病被害者がいるのではないですか？そのことを確認するために水俣病発生地域の住民全員の健康調査を実施しないのですか？

**A17** 地域にお住まいの方全員に診断を受けていただくことはとてもできません。そこで、「知らなかった」「手を挙げられなかった」という方がいないよう、今回の給付の申請について、周知・広報を徹底して行います。かつて水俣湾等や阿賀野川でメチル水銀に汚染された魚をたくさん食べ、現在、健康に不安のあるとご自分で思われる方は、ぜひとも申請を行ってください。

また、汚染がなくなっている今日の時点で、住民の方全員のお手間をとらせて調査をしたとしても、現在の症状を調査するだけでは、過去の排出されたメチル水銀との因果関係を解明する有効な調査とはなりません。したがって、環境省としては、地域にお住まいの方々の不安を解消するために特段の努力が必要ということをしつかり認識しつつ、効果的な疫学調査を行うための手法の開発を行っていく予定です。

## Q18 今回の一時金の支払いなどと引き換えに原因企業であるチッソが分社化し、責任を逃れてしまうと聞きますが、本当ですか？

**A18** チッソが分社化をし、消滅するのではないかという声が聞かれますが、分社化は、事業会社の株式譲渡代金により、今回の一時金の支払いや認定患者の方々への将来にわたる補償を確保するために行われるものです。

また、分社化や分社化後の事業会社の株式の譲渡は、認定患者の方々への将来にわたる補償が確保されているなどの要件を満たした場合に初めて行うこととなっております。一時金の支払いや認定患者の方々への将来の補償に支障がないよう、環境省でしっかりチェックを行います。

## <申請のご相談(ご案内)>

○現在、水俣病の認定申請をされている方や保健手帳をお持ちの方には、下記の各県より申請書類が送付されます。(認定申請後等に住所の変更があった方はお早めにご連絡ください。)

○また、次の方法により申請書類を入手いただけます。

①環境省の専用ホームページ

(<http://www.env.go.jp/chemi/minamata/shinsei/index.html>)からダウンロードできます。

②下記の各県の窓口にはがき、FAXなどでご請求いただけます。

(郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話番号と、「水俣病被害者の給付申請書類(○部)を送付希望」との旨を明記ください。)

○どこにお住まいでも、下記の県の窓口申請いただけます。

(申請先は、原則として、水俣湾などの汚染された魚などをたくさん食べた当時お住まいだった県になります。申請先がご不明の場合はあらかじめご相談ください。)

○各種のお問い合わせも、下記の各県の窓口でFAX、お電話にて受け付けます。

(申請受付開始当初は電話が混雑する可能性がありますので、なるべくFAXをご利用ください。)

熊本県 環境生活部水俣病保健課

住所;〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18-1 FAX;096-382-3296  
電話;096-333-2306(月~金。休日を除く。8:30~17:00)

鹿児島県 環境林務部環境林務課

住所;〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 FAX;099-286-5544  
電話;099-286-2584(月~金。休日を除く。8:30~17:00)

新潟県 福祉保健部生活衛生課

住所;〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 FAX;025-284-6757  
電話;025-280-5204または5207(月~金。休日を除く。8:30~17:00)